

これだけは知っておきたい

電気工事業を営む皆さんの手引き



この手引きは、電気工事業を営む皆さんにぜひ知っておいていただきたい法律「電気工事二法」や電気工事業者の登録のしかたなどについての手引きとして作成したものです。

記載してある内容は、きわめて要点のみにとどめてありますので、不明な点がありましたら下記あてにおたずねください。

問い合わせ先（担当課）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都環境局環境改善部環境保安課火薬電気係
都庁第二本庁舎8階

電話 03-5388-3553（ダイヤルイン）

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/hoan/hoan.htm>

電気工事二法のあらまし *P1*

電気工事業者の登録等の手続き *P6*

電気工事業を営むためのQ & A *P14*

申請・届出様式（見本） *P18*

電気工事業関係の相談・問い合わせ *P27*

手数料 *P28*

電気工事業を営む皆さんは、「電気工事士法」と「電気工事業法」を遵守して事業を営むよう義務付けられています。

この二つの法律を合わせて「電気工事二法」と呼んでいますが、「電気工事士法」は、電気工事の作業に従事する者の資格とその義務を定め、電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的としています。また、「電気工事業法」は、電気工事業者を営む者の登録やその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保して、一般用電気工作物と自家用電気工作物の保安を確保することを目的としています。

電気工事二法のあらまし

電気工事士法

電気工事士等(第3条)

資格等が必要となる工事	必要な資格等
一般用電気工作物に係る電気工事	第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状
自家用電気工作物に係る電気工事 (ただし、自家用電気工作物に係る特殊電気工事を除く)	第一種電気工事士免状
自家用電気工作物に係る特殊電気工事	特種電気工事資格者認定証
自家用電気工作物に係る簡易電気工事	第一種電気工事士免状又は認定電気工事従事者認定証

一般用電気工作物

600V以下の電圧で受電し、その受電場所と同一の構内で電気を使用する電気工作物です。一般的には、一般家屋、商店等の屋内配線設備などの電気工作物が該当します。

また、上記と同一の構内に設置される太陽光発電システム等の小出力発電設備(600V以下で出力が20kW未満の設備)も一般用電気工作物となります。

自家用電気工作物

電気工事士法及び電気工事業法において、自家用電気工作物とは、電気事業法に規定する自家用電気工作物のうち、最大電力500kW未満の需要設備をいいます。一般的には、中小ビルの需要設備などの電気工作物が該当します。

特殊電気工事

自家用電気工作物に係る電気工事のうち、ネオン・非常用予備発電装置に係る電気工事をいいます。特殊電気工事は、特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者でなければその作業に従事することはできません。認定証は、特殊電気工事の種類ごとに経済産業大臣が交付します。

簡易電気工事

自家用電気工作物に係る電気工事のうち、600V以下の部分の電気工作物に係る電気工事をいいます。簡易電気工事は、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者でなければその作業に従事することはできません。認定証は、経済産業大臣が交付します。

電気工事士免状(第4条)

電気工事士免状の種類には、第一種電気工事士免状と第二種電気工事士免状があります。免状は、都道府県知事が交付します。

第一種電気工事士免状を取得できる者

第一種電気工事士試験に合格し、経済産業省令で定める電気工事に関し経済産業省令で定める実務経験を有する者

< 経済産業省令で定める電気工事 >

政令で定める軽微な工事、特殊電気工事、電圧5万V以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信設備に係る工事以外の工事をいいます。

< 経済産業省令で定める実務経験 >

大学、高等専門学校等で所定の電気工学に関する課程を修めて卒業した者にあつては、卒業後3年以上、その他の者にあつては、5年以上の実務経験が必要です。

電気主任技術者免状の交付を受けた者又は高圧電気工事技術者試験に合格した者であつて、所定の実務経験を有する者

第二種電気工事士免状を取得できる者

第二種電気工事士試験に合格した者

経済産業大臣が指定する高等職業技術専門校、専門学校、高等学校などの養成施設において、経済産業省令で定める電気に関する基礎理論、配電理論及び配線設計、実習などの所定の知識及び技能に関する課程を修了した者

第一種電気工事士の講習(第4条の3)

第一種電気工事士は、免状の交付を受けた日から5年ごとに、自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければなりません。

講習の実施者

独立行政法人製品評価技術基盤機構

〒151-0066 東京都渋谷区西原二丁目49番10号

電話 03-3481-1907

講習の案内などは、講習の実施者が個人あてに行います。住所を変更した方は、すみやかに講習の実施者へ連絡してください。

電気工事士等の義務(第5条)

電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者が電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証を携帯し、経済産業省令で定める技術基準に適合するようにその作業をしなければなりません。

< 経済産業省令で定める技術基準 >

電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」をいい、「電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」及び「電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること」を基本として定められています。

電気工事業法

登録(第3条)

電気工事業を営もうとする者(自家用電気工作物に係る電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者を除きます。)は、営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

なお、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置して電気工事業を営もうとするときは、経済産業大臣の登録を受けなければならないので、注意が必要です。

登録電気事業者の登録の有効期間は5年です。引き続き電気工事業を営もうとするときは、更新の登録を受けなければなりません。

登録の申請(第4条)

登録申請書の提出先は、経済産業大臣又は都道府県知事です。

東京都の区域内のみに営業所を設置する場合

東京都環境局

東京都と他の道府県の区域内に営業所を設置する場合

関東東北保安監督部の区域内の場合

経済産業省関東東北保安監督部

二以上の保安監督部の区域内の場合

経済産業省原子力安全保安院

問い合わせ先は、27ページ「電気工事業関係の相談・問い合わせ先」をご覧ください。

登録申請書の記載内容

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
営業所の名称及び所在の場所並びにその営業所の業務に係る電気工事の種類
法人にあっては、その役員の氏名
主任電気工事士の氏名並びに交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号
申請様式や添付書類は、9ページ「はじめて電気工事業を営むとき」をご覧ください。

登録証の交付(第7条)

登録証は、経済産業大臣又は都道府県知事が交付します。

登録証は、原則として簡易書留で郵送します。

変更の届出(第10条)

登録電気事業者は、登録した事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければなりません。

届出の対象となる変更事項は、12ページ「変更手続きをするとき」をご覧ください。

廃止の届出(第11条)

登録電気事業者は、電気工事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に、登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければなりません。

登録証の再交付(第12条)

登録電気事業者は、登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に申請し、再交付を受けることができます。

自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等(第17条の2)

自家用電気工作物に係る電気工事(「自家用電気工事」といいます。)のみに係る電気工事業を営もうとする者は、事業を開始しようとする日の10日前までに、営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

なお、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置して電気工事業を営もうとするときは、経済産業大臣に通知しなければなりません。

また、通知電気工事業者は、通知した事項に変更があったときや、電気工事業を廃止したときは、通知をした経済産業大臣又は都道府県知事に通知しなければなりません。

主任電気工事士の設置(第19条)

登録電気工事業者は、一般用電気工作物に係る電気工事(「一般用電気工事」といいます。)の業務を行う営業所(「特定営業所」といいます。)ごとに、一般用電気工作物に係る電気工事の作業を管理させるため、**第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後登録電気工事業者で電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士を、主任電気工事士として、置かなければなりません。**

主任電気工事士の職務等(第20条)

主任電気工事士は、一般用電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業の管理の職務を誠実に行わなければなりません。

また、一般用電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士が職務を行うため必要があると認めてする指示に従わなければなりません。

電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止(第21条)

電気工事業者は、電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させてはなりません。

詳細は、1ページ「電気工事士法第3条(電気工事士等)」をご覧ください。

電気工事を請け負わせることの制限(第22条)

電気工事業者は、請け負った電気工事をその電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせてはなりません。

電気用品の使用の制限(第23条)

電気工事業者は、電気用品安全法に基づく表示が付されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはなりません。

器具の備付け(第24条)

電気工事業者は、営業所ごとに、経済産業省令で定める器具を備えなければなりません。

営業所の種類	備え付ける器具
一般用電気工事のみの業務を行う営業所	絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計
自家用電気工事の業務を行う営業所	絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置 (継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は、必要なときに使用し得る措置が講じられているものを含みます。)

標識の掲示(第25条)

電気工事業者は、営業所及び電気工事の施工場所ごとに、見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号等の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

〔登録電気工事業者の標識の例〕

35cm以上	登録電気工事業者登録票	
	登録番号	東京都知事登録第〇〇〇〇〇〇号
	登録の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名又は名称	株式会社〇〇電気
	代表者の氏名	東京 〇太郎
	営業所の名称	株式会社〇〇電気
	電気工事の種類	一般用電気工作物・自家用電気工作物
	主任電気工事士等の氏名	東京 〇次郎
40cm以上		

〔みなし登録電気工事業者の標識の例〕

35cm以上	登録電気工事業者届出済票	
	届出先	東京都知事届出第〇〇〇〇〇〇号
	届出の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名又は名称	株式会社〇〇電気
	代表者の氏名	東京 〇太郎
	営業所の名称	株式会社〇〇電気
	電気工事の種類	一般用電気工作物・自家用電気工作物
	主任電気工事士等の氏名	東京 〇次郎
40cm以上		

帳簿の備付け等(第26条)

電気工事業者は、営業所ごとに帳簿を備え、業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、5年間保存しなければなりません。

< 経済産業省令で定める事項 >

注文者の氏名又は名称及び住所、電気工事の種類及び施工場所、施工年月日、主任電気工事士等及び作業者の氏名、配線図、検査結果

建設業者に関する特例(第34条)

建設業法の許可を受けた建設業者が電気工事業法の一般用電気工作物及び自家用電気工作物に係る電気工事業を営む場合は、登録の二重規制となる登録及び登録の取消しに係る部分の規定を除いて電気工事業法を適用することとされています。この理由は、建設業者に対し、電気工事業法の登録は不要であるとしても、建設業法では規制できない一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保について必要な規制を加えることが必要であるからです。したがって、この建設業者(「みなし登録電気工事業者」といいます。)は、電気工事業法の登録をした登録電気工事業者とみなされて電気工事業法の規定の適用を受けるため、必要な範囲の事項を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければなりません。

同様に、建設業者が電気工事業法の自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営む場合は、この建設業者(「みなし通知電気工事業者」といいます。)は、電気工事業法の通知をした通知電気工事業者とみなされて電気工事業法の規定の適用を受けるため、必要な範囲の事項を経済産業大臣又は都道府県知事に通知しなければなりません。

なお、建設業法の許可を受けた建設業者であって電気工事業を営む者とは、次のような者であり、建設業の許可の業種は問いません。

主として電気配線工事を請負う者(建設業法で電気工事業の許可を受けた者)で、電気工事業法に規定する電気工事を施工する者

主として電気配線工事以外を請負う者(建設業法で電気工事業以外の許可を受けた者)で、附帯工事として電気工事業法に規定する電気工事を施工する者

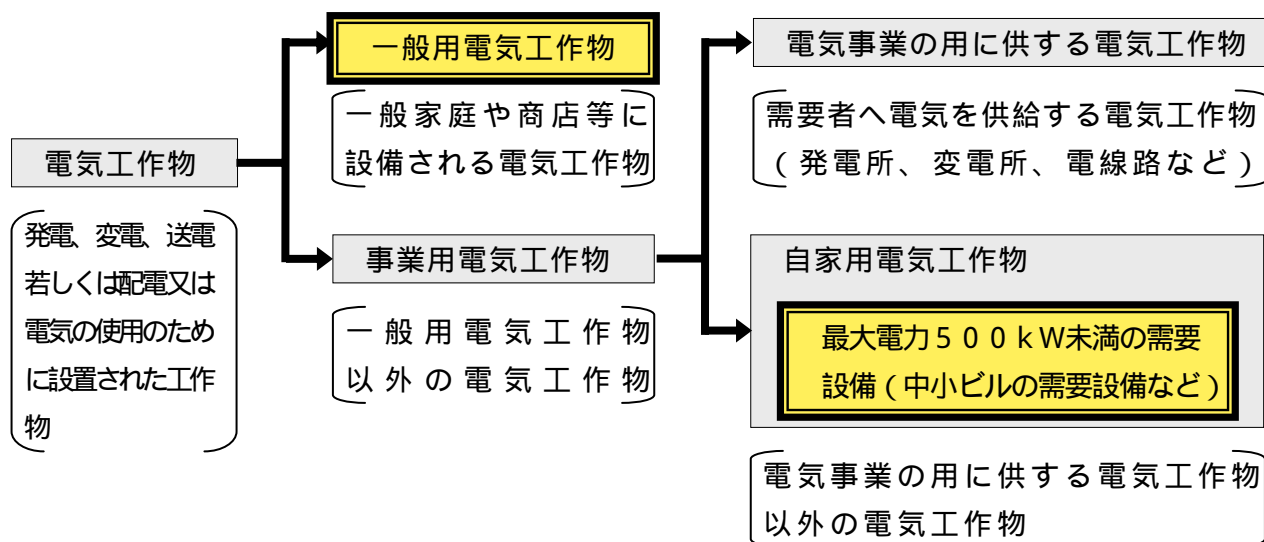
電気工事業者の登録等の手続き

電気工事業者は、施工する電気工作物の種類と建設業許可の有無により、4通りの電気工事業者に分類されます。あなた又はあなたの会社がどの電気工事業者に該当するかを確認のうえ、読み進んでください。

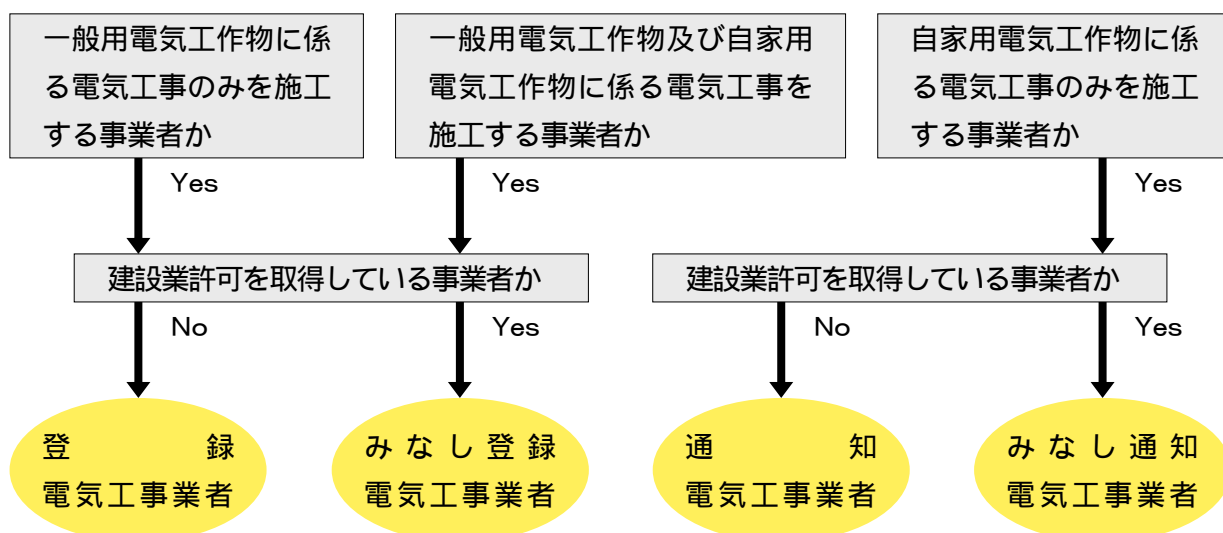
電気工作物の種類

電気事業法においては、電気工作物は次のように分類されていますが、電気工事士法及び電気工事業法が適用される電気工作物は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物（最大電力500kW未満の需要設備のみ）です。（下図の **黄色い箱** の部分）

電気事業の用に供する電気工作物や、自家用電気工作物のうち最大電力500kW以上の需要設備などは、これらの設備の設置者が電気保安に関する十分な知識を有しており、電気工事業者の選定を含め、電気工事に関して十分的確に保安を確保できる体制にあると考えられることなどから、電気工事士法及び電気工事業法の対象から除外しています。



電気工事業者の種類

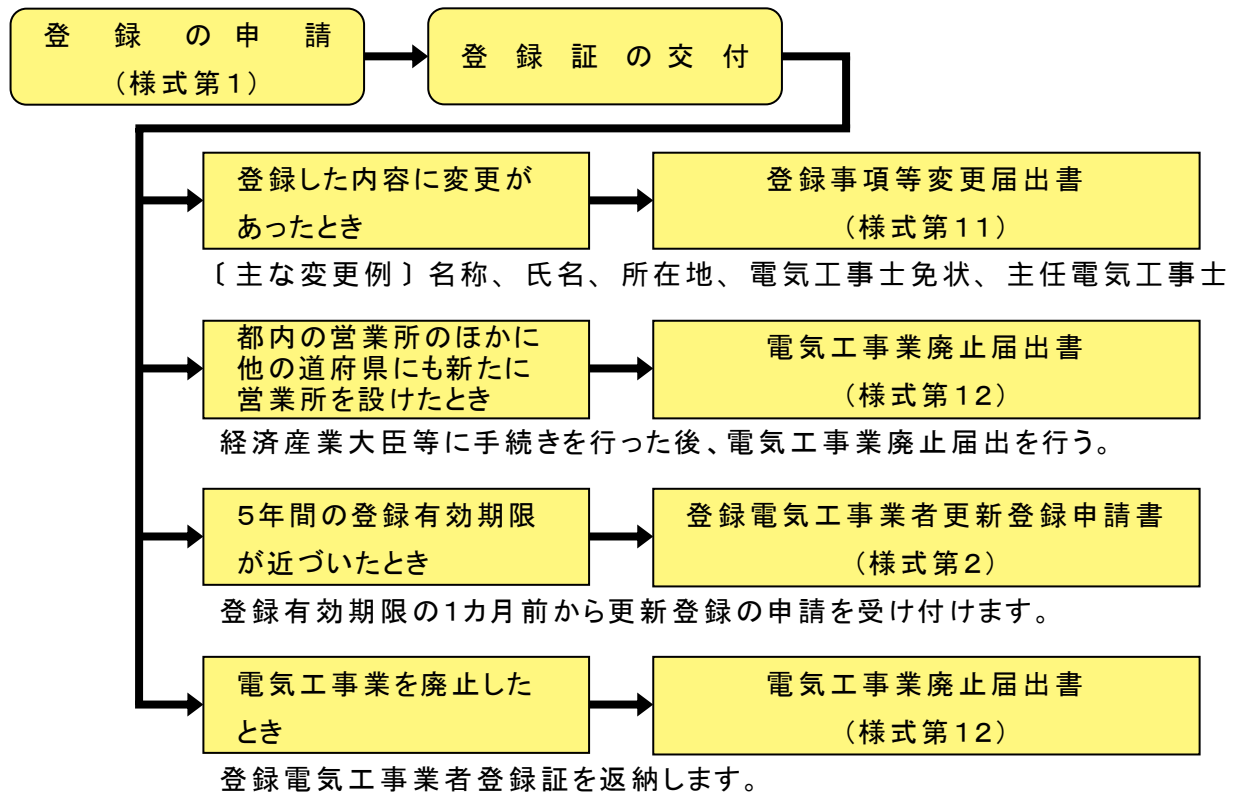


電気工事業者別の手続きの流れ

登録電気工事業者

東京都知事に申請します。

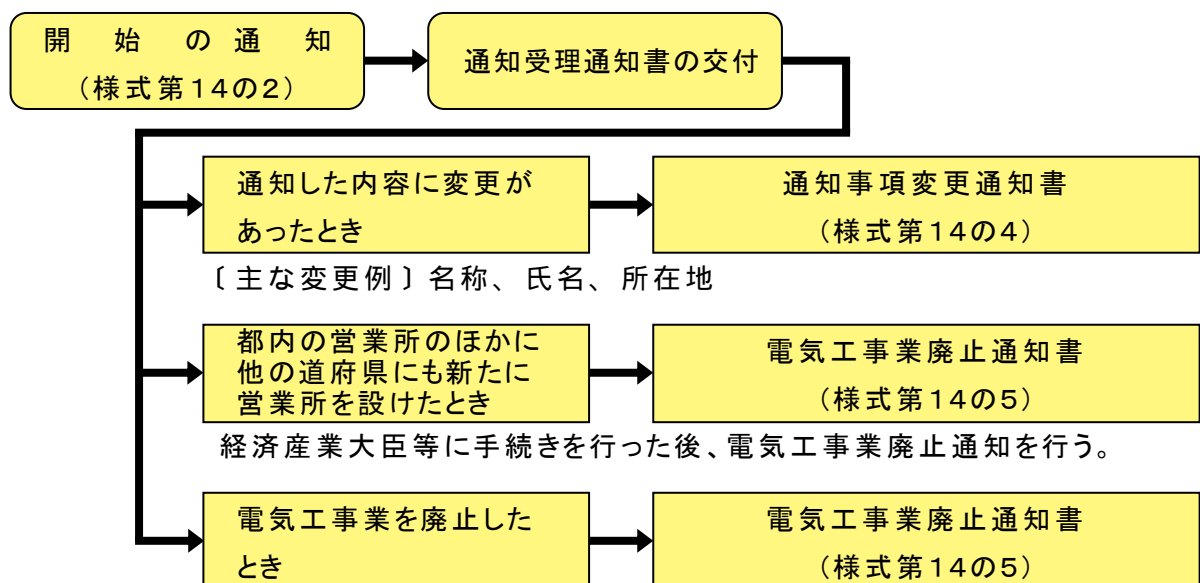
営業所が他の道府県にまたがる時は、経済産業大臣等に申請します。



通知電気工事業者

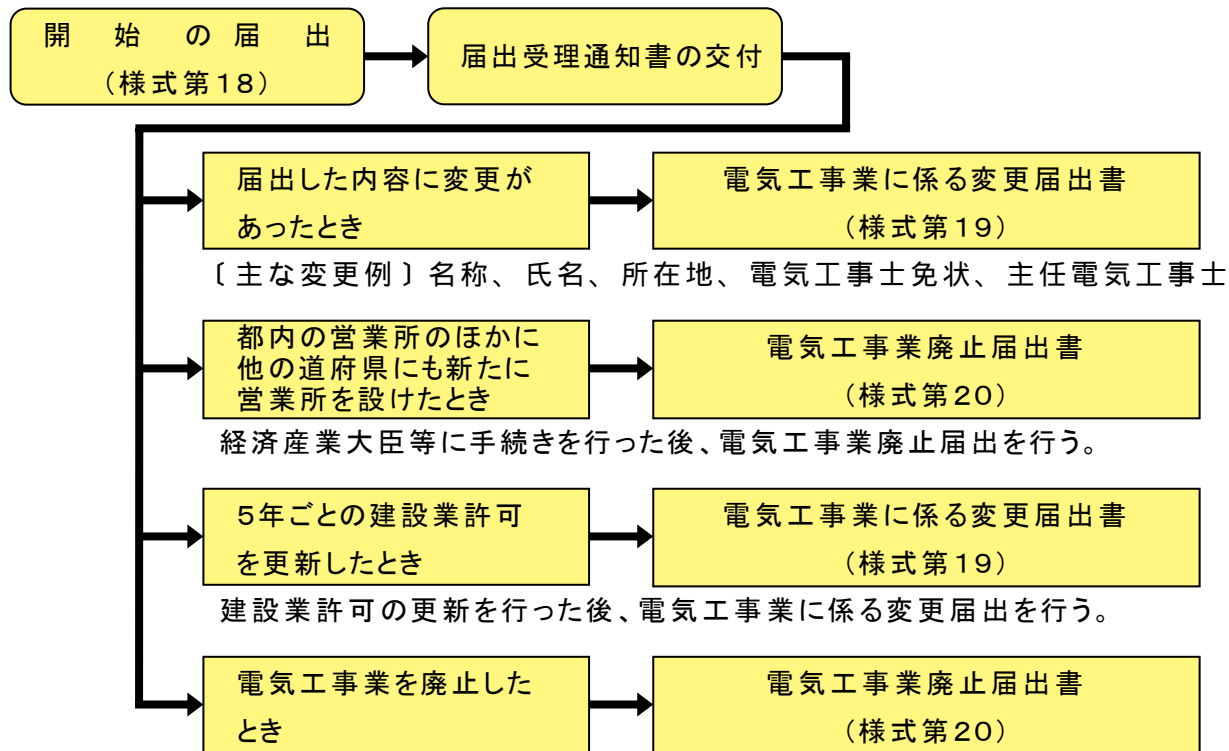
東京都知事に通知します。

営業所が他の道府県にまたがる時は、経済産業大臣等に通知します。



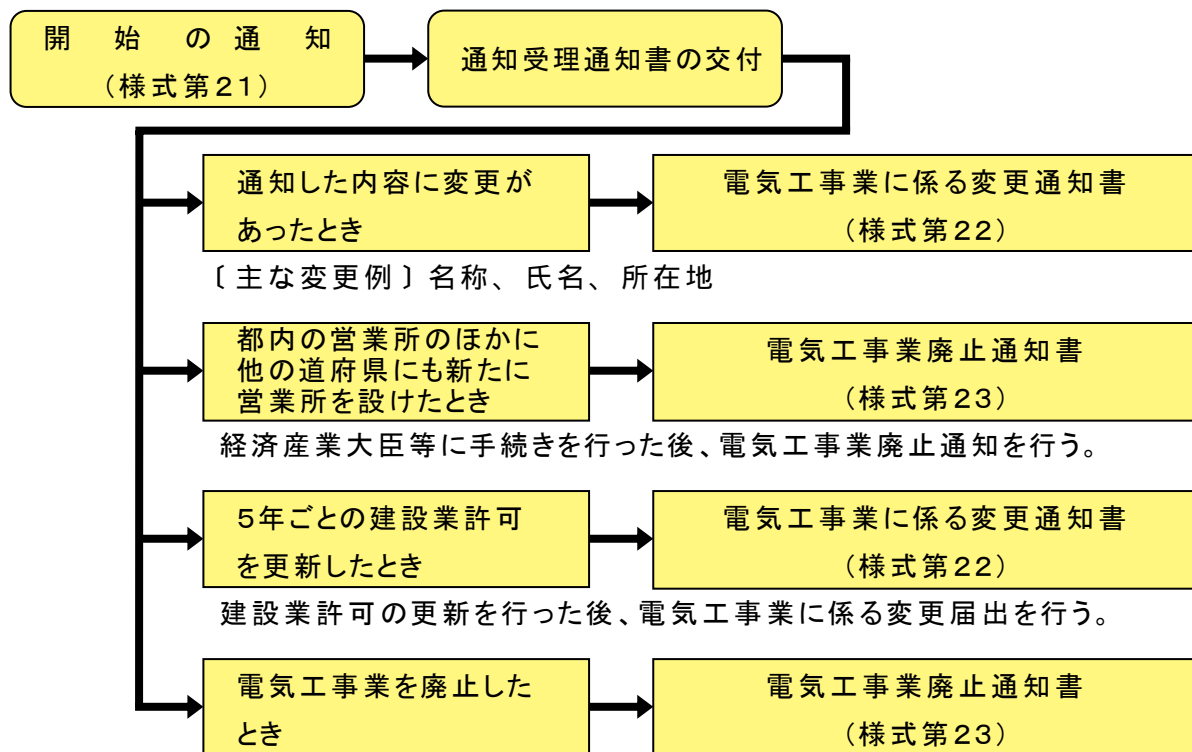
みなし登録電気事業者

建設業法に基づく建設業許可を受けた後、東京都知事に届出します。
営業所が他の道府県にまたがる時は、経済産業大臣等に届出します。



みなし通知電気事業者

建設業法に基づく建設業許可を受けた後、東京都知事に通知します。
営業所が他の道府県にまたがる時は、経済産業大臣等に通知します。



はじめて電気工事業を営むとき

登録電気事業者

東京都内だけで登録電気工事業を営むときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に申請してください。

申請様式は、18、20、26ページをご覧ください。

申請書類

登録電気事業者登録申請書（様式第1）

登録申請者の誓約書

主任電気工事士等の電気工事士免状の写し

主任電気工事士の誓約書（主任電気工事士が従業員の場合必要）

主任電気工事士の雇用証明書（主任電気工事士が従業員の場合必要）

主任電気工事士等の実務経験証明書（**主任電気工事士が第二種電気工事士の場合必要**）

第二種電気工事士免状の交付を受けた後、登録電気事業者で電気工事に関し3年以上の実務の経験を有することを証明する書類（登録電気事業者が作成）

添付書類・確認書類等

登録申請者の登記簿謄本（法人の場合必要）

登録申請者の住民票（個人事業者の場合必要）

主任電気工事士等の電気工事士免状（確認）

手数料（28ページをご覧ください。）

通知電気事業者

東京都内だけで通知電気工事業を営むときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に通知してください。

通知様式は、18ページをご覧ください。

通知書類

電気工事業開始通知書（様式第14の2）

通知者の誓約書

添付書類

通知者の登記簿謄本（法人の場合必要）

通知者の住民票（個人事業者の場合必要）

*（電気工事業通知受理通知書を郵送希望の場合）

返信用定形封筒に380円分の切手貼付

みなし登録電気工事業者

東京都内だけでみなし登録電気工事業を営むときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に届出してください。

届出様式は、19、20、26ページをご覧ください。

届出書類

電気工事業開始届出書（様式第18）

主任電気工事士等の電気工事士免状の写し

主任電気工事士の誓約書

主任電気工事士の雇用証明書（主任電気工事士が従業員の場合必要）

主任電気工事士の在職証明書（主任電気工事士が代表者以外の役員の場合必要）

主任電気工事士等の実務経験証明書（**主任電気工事士が第二種電気工事士の場合必要**）

第二種電気工事士免状の交付を受けた後、登録電気工事業者で電気工事に関し3年以上の実務の経験を有することを証明する書類（登録電気工事業者が作成）

添付書類・確認書類

建設業の許可通知書（確認）

建設業の許可申請書（副本）（確認）

主任電気工事士等の電気工事士免状（確認）

*（電気工事業届出受理通知書を郵送希望の場合）

返信用定形封筒に380円分の切手貼付

みなし通知電気工事業者

東京都内だけでみなし通知電気工事業を営むときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に通知してください。

通知様式は、19ページをご覧ください。

通知書類

電気工事業開始通知書（様式第21）

確認書類

建設業の許可通知書（確認）

建設業の許可申請書（副本）（確認）

*（電気工事業通知受理通知書を郵送希望の場合）

返信用定形封筒に380円分の切手貼付

更新手続きを行うとき

登録電気工事業者

登録を更新するときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に申請してください。
申請様式は、18、20ページをご覧ください。

申請書類

登録電気工事業者更新登録申請書（様式第2）
登録申請者の誓約書
主任電気工事士の誓約書（主任電気工事士が従業員の場合必要）
主任電気工事士の雇用証明書（主任電気工事士が従業員の場合必要）

添付書類等

登録申請者の登記簿謄本（法人の場合必要）
登録申請者の住民票（個人事業者の場合必要）
従前の登録電気工事業者登録証
手数料（28ページをご覧ください。）

みなし登録電気工事業者

建設業の許可を更新したときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に届出してください。
届出様式は、22ページをご覧ください。

届出書類

電気工事業に係る変更届出書（様式第19）

確認書類

建設業の許可通知書（確認）
建設業の許可申請書（副本）（確認）

みなし通知電気工事業者

建設業の許可を更新したときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に通知してください。
通知様式は、22ページをご覧ください。

通知書類

電気工事業に係る変更通知書（様式第22）

確認書類

建設業の許可通知書（確認）
建設業の許可申請書（副本）（確認）

変更手続きを行うとき

登録電気工事業者

登録内容を変更したときは、必要な書類を取りそろえ、東京都知事に届出してください。
届出様式は、20、21、23、26ページ、手数料は、28ページをご覧ください。

変更の内容	届出書類	添付書類及び確認書類	その他
名称の変更	①登録事項等変更届出書(様式第11)	①登記簿謄本(法人のみ) ②登録証	手数料
法人の組織変更 (有⇒株、株⇒有等)	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②登録申請者の誓約書(役員変更の場合必要)		
代表者・取締役の変更 (法人のみ)	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②登録申請者の誓約書	①登記簿謄本(法人のみ)	—
申請者の所在地の変更	①登録事項等変更届出書(様式第11)	①登記簿謄本(法人のみ) ②申請者の住民票(個人のみ) ③登録証	手数料
営業所の所在地の変更		—	
住居表示の変更	①登録事項等変更届出書(様式第11)	①区市町村発行の変更証明書 又は登記簿謄本(法人)・住民票 (個人) ②登録証	—
電気工事の種類の変更		①登録証 ②電気工事士免状他	手数料
主任電気工事士等の変更	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②主任電気工事士等の電気工事士免状の写し ③主任電気工事士の誓約書・雇用証明書 (従業員の場合必要) ④主任電気工事士等の実務経験証明書 (④は第二種電気工事士の場合必要)	①主任電気工事士等の電気工 事士免状(確認)	—
主任電気工事士等の免状 の種類の変更	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②主任電気工事士等の電気工事士免状の写し	①主任電気工事士等の電気工 事士免状(確認)	—
承継・譲渡 (個人⇒個人) (個人⇒法人) (法人⇒法人)	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②登録申請者の誓約書 ③登録電気工事業者承継届出書(様式第6) ④電気工事業譲渡証明書(様式第8)	①承継者の登記簿謄本 ②承継者・被承継者の登録証 ③承継者の住民票(個人へ譲渡 の場合必要)	手数料
承継・合併	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②登録申請者の誓約書 ③登録電気工事業者承継届出書(様式第6)	①承継者の登記簿謄本 ②承継者・被承継者の登録証	
承継・相続	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②登録申請者の誓約書 ③登録電気工事業者承継届出書(様式第6) ④登録電気工事業者相続同意証明書(様式第9) (相続人が同意により選定された場合) ⑤登録電気工事業者相続証明書(様式第10) (相続人が選定されていない場合)	①戸籍謄本 ②承継者の住民票 ③承継者・被承継者の登録証	
登録証の再交付	①登録証再交付申請書		

通知電気工事業者

通知内容を変更したときは、必要な書類を取りそろえ、東京都知事に通知してください。
通知様式は、21ページをご覧ください。

変更の内容	通知書類	添付書類
名称の変更	①通知事項変更通知書(様式第14の4)	①登記簿謄本(法人のみ)
法人の組織変更 (有⇒株、株⇒有等)		
代表者・取締役の変更 (法人のみ)		
通知者の所在地の変更		①登記簿謄本(法人のみ) ②通知者の住民票(個人のみ)
営業所の所在地の変更		—
住居表示の変更	①区市町村発行の変更証明書	

みなし登録電気工事業者

届出内容を変更したときは、必要な書類を取りそろえ、東京都知事に届出してください。
届出様式は、20、22、26ページをご覧ください。

変更の内容	届出書類	添付書類及び確認書類
建設業の許可更新	①電気工事業に係る変更届出書(様式第19)	①建設業の許可通知書(確認) ②建設業の許可申請書の副本(確認)
名称の変更		①建設業の変更届出書の副本(確認)
法人の組織変更 (有⇒株、株⇒有等)		
代表者の変更 (法人のみ)		
申請者の所在地の変更		
営業所の所在地の変更		
住居表示の変更		
電気工事の種類の変更	①電気工事士免状他	
主任電気工事士等の変更	①電気工事業に係る変更届出書(様式第19) ②主任電気工事士等の電気工事士免状の写し ③主任電気工事士等の誓約書 ④主任電気工事士の雇用証明書 (従業員の場合必要) ⑤主任電気工事士等の在職証明書 (申請者以外の役員の場合必要) ⑥主任電気工事士等の実務経歴証明書 (⑥は第二種電気工事士の場合必要)	①主任電気工事士等の電気工事士免状 (確認)
主任電気工事士等の免状 の種類の変更	①電気工事業に係る変更届出書(様式第19) ②主任電気工事士等の電気工事士免状の写し	①主任電気工事士等の電気工事士免状 (確認)

みなし通知電気工事業者

通知内容を変更したときは、必要な書類を取りそろえ、東京都知事に通知してください。
通知様式は、22ページをご覧ください。

変更の内容	通知書類	添付書類
建設業の許可更新	①電気工事業に係る変更通知書(様式第22)	①建設業の許可通知書(確認) ②建設業の許可申請書の副本(確認)
名称の変更		①建設業の変更届出書の副本(確認)
法人の組織変更 (有⇒株、株⇒有等)		
代表者の変更 (法人のみ)		
通知者の所在地の変更		
営業所の所在地の変更		
住居表示の変更		

電気工事業を廃止するとき

電気工事業を廃止したときは、電気工事業の廃止の届出又は通知が必要です。
届出又は通知様式は、24、25ページをご覧ください。

電気工事業者の種類	届出又は通知書類	添付書類
登録電気工事業者	①電気工事業廃止届出書(様式第12)	①登録電気工事業者登録証
通知電気工事業者	①電気工事業廃止通知書(様式第14の5)	①登録電気工事業者通知受理通知書
みなし登録電気工事業者	①電気工事業廃止届出書(様式第20)	①登録電気工事業者届出受理通知書
みなし通知電気工事業者	①電気工事業廃止通知書(様式第23)	①登録電気工事業者通知受理通知書

電気工事業を営むためのQ&A

Q

- 1 現在、私は登録電気工事業を営んでいますが、このたび、建設業許可を受けました。新たな手続きが必要ですか。

登録の有効期間中に「建設業の許可」を受けたときは、「登録電気事業者」としての登録の効力はなくなりますので、改めて、「みなし登録電気事業者」として「電気工事業開始届出書」を都知事に提出してください。その際、失効した登録証を返納してください。

また、「通知電気事業者」の方が建設業の許可を受けたときも、改めて、「みなし通知電気事業者」として「電気工事業開始通知書」を都知事に提出してください。

電気工事業開始届出書等の届出書類等は、10ページをご覧ください。

Q

- 2 今までの営業所に加え、新たに営業所を設けたいのですが、なにか手続きが必要ですか。

東京都内にだけ営業所を増設する場合は、増設したことについて変更の手続きが必要です。東京都以外に営業所を増設する場合は、登録等の事務の所管が東京都知事から経済産業大臣に変更となります。

東京都内にだけ営業所を増設する場合

変更の手続き先は東京都知事です。提出書類等は、次のとおりです。

電気事業者の種類	提出書類等
登録電気事業者	12ページをご覧ください。 (営業所・主任電気工事士の変更)
通知電気事業者	
みなし登録電気事業者	13ページをご覧ください。 (営業所の変更)
みなし通知電気事業者	

東京都以外に営業所を増設する場合

経済産業大臣に手続きを行った後、東京都知事に電気工事業廃止届出(通知)の手続きが必要です。

Q

3 私は建設業許可を受けたみなし登録電気工事業者ですが、建設業許可を切らしてしまったので、再び建設業許可を受け直しました。なにか手続きが必要ですか。

建設業の許可が切れると、みなし登録電気工事業者としての取扱いができなくなります。このため、すでに失っているみなし登録電気工事業者の「電気工事業者廃止届出書」の提出と、新たな「電気工事業開始届出書」の提出が必要です。

電気工事業開始届出書等の届出書類等は、10、13ページをご覧ください。

Q

4 これまで個人で登録を受けて電気工事業を営んでいましたが、法人を設立して事業を営むこととしました。どのような手続きが必要ですか。

登録電気工事業の承継・譲渡の手続きが必要です。

なお、「みなし登録電気工事業者」の場合は、承継・譲渡による手続きはできませんので、「電気工事業者廃止届出書」の提出と、新たな「電気工事業開始届出書」の提出をしてください。

登録電気工事業の承継・譲渡の届出書類等は、12ページをご覧ください。

Q

5 第一種電気工事士免状を取得している者は、定期講習を受けなければならないと聞きましたが、本当ですか。

第一種電気工事士免状の交付を受けた方は、免状の交付を受けた日から5年ごとに自家用電気工作物の保安についての講習を受講することが義務付けられています。

講習の実施者については、2ページをご覧ください。

Q

6 第一種電気工事士及び第二種電気工事士が従事することのできる電気工事の内容を説明してください。

第一種電気工事士免状の交付を受けた方は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物に係る電気工事の作業に従事することができます。第二種電気工事士免状の交付を受けた方は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事することができます。

なお、ネオンや非常用予備発電装置に係る特殊電気工事は、特種電気工事資格者認定証の交付を受けている方でなければ、その作業に従事することができません。

また、最大電力500kW未満の自家用電気工作物のうち、600V以下の部分の電気工作物に係る簡易電気工事は、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている方であれば、その作業に従事することができます。

Q

7 私は建設業の許可を電気工事で受けているので、電気工事業法に基づく申請は必要ないと思いますが、どうですか。

建設業法の許可を受けた建設業者が電気工事業法の一般用電気工作物及び自家用電気工作物に係る電気工事業を営む場合は、建設業法では規制できない一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保について必要な規制を加えることが必要であるため、「みなし登録電気工事業者」として「電気工事業開始届出書」により経済産業大臣又は都道府県知事に届出しなければなりません。

Q

8 家庭用電気機械器具の販売業者が販売に付随して行う電気工事は、消費者へのサービスとして認められていると聞きましたが、その工事の範囲を教えてください。

電気工事業の登録を受けていない販売業者が販売に付随して認められている電気工事の範囲は、使用電圧が200V以上のものを除くテレビや洗濯機用のコンセントを設ける等の局部的な工事で、電気工事士がその作業に従事する場合に限りです。

なお、幹線に係る工事、分岐回路の増設工事、分岐回路に設置されている分岐過電流保護器の容量変更を伴う工事あるいは屋側配線又は屋外配線に係る工事については、登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者でなければ行うことができません。

Q

9 このたび第一種電気工事士免状の交付を受けたので、旧電気工事士免状（第二種電気工事士免状）は不要だと思いましたが、どうですか。

将来、ネオン工事や非常用予備発電装置に係る特殊電気工事に必要な特種電気工事資格者認定証を取得したり、法律改正が行われるなどの場合には、旧電気工事士免状（第二種電気工事士免状）の交付時点が重要な要素となったり、第一種電気工事免状を返納してしまったりする場合も考えられるので、保管しておいた方がよいでしょう。

Q

10 電気工事業を始めるときは、主任電気工事士を置かなければならないと聞きましたが、主任電気工事士になるためにはどのような条件があるのでしょうか

電気工事業法第19条では、一般用電気工事の業務を行う特定営業所ごとに、第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後登録電気工事業者で電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士を、主任電気工事士として置くように義務付けています。このため、第二種電気工事士の方が主任電気工事士になるためには、一般用電気工事について3年間実務に携ったことの証明が必要となります。

Q11も参考にしてください。

11 私（Aさん）は、先日、第二種電気工事士免状の交付を受けたので、自宅を営業所として一人で登録電気工事業を営みたいと考えています。どうすればいいですか。

登録電気工事業者となるためには、事業主(法人は役員を含む)か従業員の中から、次のいずれかの要件に該当する方を、特定営業所の主任電気工事士として選任することが必要です。

第一種電気工事士免状の交付を受けている方

第二種電気工事士免状の交付を受けた後、登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者のもとで、3年以上、一般用電気工事に従事された方

Aさんの場合、自宅を特定営業所として一人で電気工事業を始めるので、登録電気工事業者になるためには、Aさんご本人が主任電気工事士になることが考えられます。

Aさんが主任電気工事士となるためには、の要件に該当していることを登録の申請時に証明することが必要ですが、Aさんは、先日、第二種電気工事士免状の交付を受けたばかりなので、現時点で、主任電気工事士となることはできません。

したがって、Aさんが、現時点において登録電気工事業者となるためには、又はの要件に該当している方を従業員として雇い、その方を自宅の特定営業所の主任電気工事士として選任しなければなりません。

それでは、Aさんがこれから3年間、登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者のもとで一般用電気工事の経験を積み、Aさんご本人が主任電気工事士となるためのの要件を備えたうえで、登録の申請の手続きをとるとした場合、3年後のAさんがの要件に該当していることを証明するためにはどうしたらいいでしょうか。

の要件に該当していることの証明は、次の書類によって行います。

主任電気工事士等の実務経験証明書

Aさんが経験を積んだ登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者が、Aさんの一般用電気工事の実務経験を証明する書類です。

登録電気事業者

登録更新申請書

<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号	
<input checked="" type="checkbox"/> 審査結果	
<input checked="" type="checkbox"/> 受理年月日	年 月 日
<input checked="" type="checkbox"/> 登録番号	

東京都知事 殿

平成 年 月 日

電話 ()

住所
名称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

㊟

電気工業の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録を受けたの
で、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1. 現在の登録の年月日及び登録番号（更新登録申請の場合のみ記入）

平成 年 月 日 東京都知事登録 第 号

2. 営業所等

営業所の名称	ふりがな
所在の場所	() 電話 ()
電気工事の種類	
一般用電工・自家用電工	
主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
	東京都() 県 第 種 第 号

3. 法人にあつては、その役員の氏名

取締役 取締役 取締役
取締役 取締役 取締役

添付書類（第2条）

（登録申請者の）誓約書

東京都知事 殿

住所
名称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

㊟

私（当社及び当社の役員）は、電気工業の業務の適正化に関する法律第6条
第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

（備考）1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印の項は、記載しないこと。
3. 本印の項は、記載しないこと。
4. 主任電気工事士の氏名は、その誓約第19条第2項に該当する場合には、印を付すること。
5. 氏名を記載し、押印することによって、署名は必ず本人が自署するものと

連絡先担当者氏名

電話

<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号	
<input checked="" type="checkbox"/> 受理年月日	年 月 日

電気工業開始通知書

東京都知事 殿

平成 年 月 日

電話 ()

住所
名称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

㊟

電気工業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定により、次
のとおり通知します。

1. 営業所

営業所の名称	ふりがな
所在の場所	() 電話 ()

2. 法人にあつては、その役員の氏名

取締役 取締役 取締役
取締役 取締役 取締役

3. 電気工業の開始予定年月日

平成 年 月 日

添付書類（第10条の2）

（通知者の）誓約書

東京都知事 殿

住所
名称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

㊟

私（当社及び当社の役員）は、電気工業の業務の適正化に関する法律第6
条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

（備考）1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印の項は、記載しないこと。
3. 氏名を記載し、押印することによって、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先担当者氏名

電話

× 整理番号	年 月 日
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業開始届出書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 - -) 電話 ()

住所
名称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

㊟

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条
第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日	平成 年 月 日	許可番号	知事一般大臣特	号
-------	----------	------	---------	---

2. 電気工事業を開始した年月日

電気工事業開始年月日	平成 年 月 日
------------	----------

3. 営業所等

営業所の名称	ふりがな
所在の場所	(〒 - -) 電話 ()

4. 電気工事の種類

一般用電気工作物・自家用電気工作物

5. 主任電気工事士の氏名及びその者が交付を受けた電気工事士免状の交付番号

主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
東京都(県) 第 種 第 号	

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. ※印の項は、該当するものを○で囲むこと。
3. ×印の項は、記載しないこと。
4. 主任電気工事士の氏名の欄には、その者が第19条第2項に該当する場合には※印を付すること。
5. 氏名を記載し、押印することによって、署名することによって、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先担当者氏名

電話

× 整理番号	年 月 日
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業開始通知書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 - -) 電話 ()

住所
名称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

㊟

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条
第5項の規定により、次のとおり通知します。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日	平成 年 月 日	許可番号	知事一般大臣特	号
-------	----------	------	---------	---

2. 電気工事業を開始した年月日

電気工事業開始年月日	平成 年 月 日
------------	----------

3. 営業所

営業所の名称	ふりがな
所在の場所	(〒 - -) 電話 ()

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

3. 氏名を記載し、押印することによって、署名することによって、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先担当者氏名

電話

（主任電気工事士（等）の） 誓約書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所 名称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

下記の営業所に置く主任電気工事士（等）は、電気工事業の業務の適正化に関する法律
第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士（等）の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		東京都（ 県） 第 種 第 号

（主任電気工事士（等）の） 雇用証明書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所 名称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

下記の者は、私 の 従業員 であることを証明いたします。
当 社 役 員

主任電気工事士（等）の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 齢	大 正 和 昭 和 平 成 年 月 日 年 月 日 年 月 日
雇 用 年 月 日 就 任	年 月 日

（備考） 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印の項は、該当するものを、で囲むこと。
3. 氏名を記載し、押印することによって、署名は必ず本人が自署するものとする。

（主任電気工事士等の） 電気工事士免状の写し

東京都 (県)	第 種 第 号
電 気 工 事 士 免 状	
氏 名	
生年月日	大正 年 月 日 生
	昭和 年 月 日 交付
	平成 年 月 日 事
	東 京 都 知 事
	(県)

（備考） 必ず電気工事士免状を持参のうえ、係員の確認を受けること。

確 認

× 整理番号	年 月 日
× 受理年月日	年 月 日

登録事項等変更届出書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 -) 電話 ()

住所
名称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

印

登録電気事業者の登録事項に変更がありましたので、電気事業者の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け

1. 登録の年月日及び登録番号

平成 年 月 日 東京都知事登録 第 号

2. 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

3. 変更の年月日

平成 年 月 日

4. 変更の理由

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

3. 登録証の添付が必要でない場合は、「登録証を添えて」を削除すること。

連絡先担当者氏名

電話

× 整理番号	年 月 日
× 受理年月日	年 月 日

通知事項変更通知書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 -) 電話 ()

住所
名称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

印

通知電気事業者の通知事項に変更がありましたので、電気事業者の業務の適正化に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1. 電気事業者の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日

平成 年 月 日

2. 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

3. 変更の年月日

平成 年 月 日

4. 変更の理由

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名

電話

× 整理番号	年 月 日
× 受理年月日	年 月 日

電気工業に係る変更届出書

東京都知事 殿

平成 年 月 日

(〒 -) 電話 ()

住所
名称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

印

東京都知事届出番号 第 号
届出年月日 昭和・平成 年 月 日

電気工業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
平成 年 月 日 東京都知事(大臣)許可(般・特・)第 号

2. 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容
(1) 平成 年 月 日 東京都知事(大臣)許可 (般・特・)第 号	(1) 平成 年 月 日 東京都知事(大臣)許可 (般・特・)第 号
(2)	(2)
(3)	(3)

3. 変更の年月日 (1) 平成 年 月 日 (2) 平成 年 月 日
(3) 平成 年 月 日

4. 変更の理由 (1) 建設業許可更新のため

(2)

(3)

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. x印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名

電話

× 整理番号	年 月 日
× 受理年月日	年 月 日

電気工業に係る変更通知書

東京都知事 殿

平成 年 月 日

(〒 -) 電話 ()

住所
名称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

印

東京都知事み通知番号 第 号
通知年月日 平成 年 月 日

電気工業の開始に伴う通知事項について変更がありましたので、電気工業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
平成 年 月 日 東京都知事(大臣)許可(般・特・)第 号

2. 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容
(1) 平成 年 月 日 東京都知事(大臣)許可 (般・特・)第 号	(1) 平成 年 月 日 東京都知事(大臣)許可 (般・特・)第 号
(2)	(2)
(3)	(3)

3. 変更の年月日 (1) 平成 年 月 日 (2) 平成 年 月 日
(3) 平成 年 月 日

4. 変更の理由 (1) 建設業許可更新のため

(2)

(3)

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. x印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名

電話

× 整理番号	年 月 日
× 受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者承継届出書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

（ 〒 - ） 電話 （ ）

住所
氏名又は法人
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

⑥

登録電気工事業者の地位を承継したので、電気工事業者の業務の適正化に関する法律第9条第3項（当該承継により登録証に記載された事項に変更があったときは、第9条第3項及び第10条）の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	平成 年 月 日 東京都知事登録 第 号
承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	
被承継者に関する登録証の添付の有無	

（備考）1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

× 整理番号	年 月 日
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業譲渡証明書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

譲り渡した者
住所
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

印

譲り受けた者
住所
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

印

次のとおり電気工事業の譲渡について証明します。

1. 登録を受けた年月日及び登録番号
平成 年 月 日 東京都知事登録 第 号

2. 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類

営業所の名称	ふりがな
所在の場所	（ 〒 - ） 電話 （ ）
電気工事の種類	一般用電気工作物・自家用電気工作物

3. 譲渡の年月日
平成 年 月 日

（備考）1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

× 整理番号	年 月 日
× 受理年月日	年 月 日

× 整理番号	年 月 日
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止届出書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 - -) 電話 ()

住所
名称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

印

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 登録の年月日及び登録番号

平成 年 月 日 東京都知事登録 第 号

2. 事業を廃止した年月日

平成 年 月 日

3. 事業を廃止した理由

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名

電話

電気工事業廃止通知書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 - -) 電話 ()

住所
名称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

印

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第11条の規定により、次のとおり通知します。

1. 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日

平成 年 月 日

2. 事業を廃止した年月日

平成 年 月 日

3. 事業を廃止した理由

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名

電話

× 整理番号	年 月 日
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止届出書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 - -) 電話 ()

住所
名称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

印

東京都知事届出番号 第 号
届出年月日 昭和・平成 年 月 日

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日 平成 年 月 日

許可番号 東京都知事(大臣)許可(般・特-)第 号

2. 事業を廃止した年月日

平成 年 月 日

3. 事業を廃止した理由

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名

電話

× 整理番号	年 月 日
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止通知書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 - -) 電話 ()

住所
名称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

印

東京都知事み通知番号 第 号
通知年月日 平成 年 月 日

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日 平成 年 月 日

許可番号 東京都知事(大臣)許可(般・特-)第 号

2. 事業を廃止した年月日

平成 年 月 日

3. 事業を廃止した理由

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名

電話



主任電気工事士等実務経歴証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していた者に相違ありません。

証明者（〒 - ） 電話（ ）

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所
名称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

住所
名称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

東京都知事 登録 第 号
(県) 届出
登録 昭和 年 月 日
届出 平成 年 月 日
主任電気工事士等氏名

東京都知事 殿

記

1. 電気工事士

電気工事士の氏名	
生年月日・年令	大正 昭和 年 月 日 満 歳
現住所	(〒 -)
電気工事士免状の交付年月日	昭和 平成 年 月 日
免状交付番号	東京都(県) 第二種 第 号

2. 電気工事に従事した職歴

所属名	期間	業務の内容
	昭和 平成 年 月 日 ~ 昭和 平成 年 月 日	

3. 証明者の事業内容

電気工事業

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2. この証明書は、被証明者1人につき作成すること。
 3. 所属名は、○営業所○○担当といふことと具体的に記入すること。
 4. 業務の内容は、一般用電気工作物の施工業務、検査業務等を具体的に記入すること。
 なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

私(当社及び当社の役員)は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものと

電気工事業関係の相談・問い合わせ

営業所が複数の都道府県にまたがる電気工事業の申請などの問い合わせ

経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	〒100-8986 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 3 - 1	03(3501)1742
経済産業省原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部電力安全課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1 さいたま新都心合同庁舎第 1 号館	048(600)0385 ~ 8

電気工事業の登録・電気工事士免状の交付申請などの問い合わせ

東京都環境局環境改善部環境保安課 防災調整係（電気工事士免状関係）	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都庁第二本庁舎 8 階北側	03(5388)3541
東京都環境局環境改善部環境保安課 火薬電気係（電気工事業関係）	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都庁第二本庁舎 8 階北側	03(5388)3553
埼玉県危機管理防災部化学保安課	〒336-8501 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048(830)2978
千葉県商工労働部保安課	〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1 - 1	043(223)2722
神奈川県防災局工業保安課	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1	045(210)3475

建設業許可申請などの問い合わせ

東京都都市整備局市街地建築部建設業課	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都庁第二本庁舎 3 階南側	03(5388)3353 ~ 5
--------------------	---	------------------

電気工事士試験などの問い合わせ

財団法人電気技術者試験センター	〒104-8584 東京都中央区八丁堀 2 - 9 - 1	03(3552)7691
-----------------	----------------------------------	--------------

第一種電気工事士の講習などの問い合わせ

独立行政法人製品評価技術基盤機構	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2 - 4 9 - 1 0	03(3481)1907(代)
------------------	-------------------------------------	-----------------

電気工事業に関する教育・情報・資料などの問い合わせ

東京都電気工事工業組合

〒104-0045 03(3542)7301(代)
東京都中央区築地3-4-13

手数料

【電気工事業法関係手数料】

区 分	金 額
登録電気工事業者登録申請	22,000 円
登録電気工事業者更新登録申請	12,000 円
登録証の訂正に係る登録事項変更届出	2,200 円
登録証の再交付申請	2,200 円
登録簿の謄本交付請求	600 円
登録簿の閲覧請求	440 円
証明書	400 円

【電気工事士免状関係手数料】

区 分	金 額
第一種電気工事士免状交付申請	5,900 円
第二種電気工事士免状交付申請	5,200 円
電気工事士免状再交付申請	2,600 円
電気工事士免状書換申請	2,000 円

更新手続きを忘れないようにしましょう

手続きを完了したら、ここにメモしておく便利です。

次回の更新年月日	メモ欄
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	

更新登録申請の手続きは、約1ヶ月前から受け付けます。

これだけは知っておきたい
電気工事業を営む皆さんの手引

編集・発行 東京都環境局環境改善部環境保安課火薬電気係
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
03(5388)3553(ダイヤルイン)

**これだけは知っておきたい
電気工事業を営む皆さんの手引き**